

## 海外研修助成金規程

- 第1条 公益社団法人全国病院理学療法協会（以下、「この法人」という。）海外研修助成金に関する項は、この規程による。
- 第2条 この法人は、会員が海外研修を行う場合、この法人の学術向上に資する内容と認めたものについては、助成金を出すことができる。
- 第3条 助成金を希望する会員は、〔海外研修助成金申請書〕に必要事項を記入し、支部執行委員長を通して、この法人に申請する。
- 第4条 この法人は申請を受理したときには、事務局で審査しその結果を支部執行委員長と会員に通知する。
- 第5条 助成を受けた会員は、研修成果について日本理学療法学会及び学術誌「理療」に発表する。
- 第6条 助成金額は一件10万円とする。
- 第7条 この規程の改廃は、理事会でおこなう。

### 附則

- 1、この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

## 海外研修助成金申請書

所属支部	氏 名
①研修場所	
②海外研修の目的と内容	
③海外研修の期間	
④海外研修の主催者（個人の場合は不必要）	